

みんなが主役 わたしたちのまち 合志市のまちづくり

みんなのチカラで
「まちづくり」をすすめるためのルール
～合志市自治基本条例～
ガイドブック

みんなが、“楽しくいき
いきと幸せに暮らす”こ
とができるよう、まちを
よくしていこうと取り組
むことを「まちづくり」っ
ていうんだ。





合志市自治基本条例ガイドブック

- 1 まちづくりと自治基本条例・・・P 1
自治基本条例に書いてあること・・・P 2
自治ってどんなこと？・・・・・・・・P 3

- 2 わたしたちのまち合志市を知ろう・P 4
合志市の位置・面積・人口・・・・・・・・P 5
農業と特産品・・・・・・・・P 6

- 3 行政や地域に関心を持とう・・・P 7

《参考》

自治基本条例で定めていることは・・・P 8

三者の責務と役割・・・・・・・・P 9





みんなが主役のまちづくり まちづくりと自治基本条例



「まちづくり」ってどういうことかな。難しいのかな。

みんなも「まちづくり」していると思うよ。身近なところでは、地域の清掃活動に参加したり、**地域や市の行事に参加**することも「まちづくり」につながるんだ。そして、「まちづくり」に必要なのが、市民一人ひとりが「参画」して「協働」することなんだ。(P2参照)



「参画」や「協働」って難しそう。

「参画」は意識して関わること、「協働」は協力して取り組むこと、だから難しいことではないよ。まずは、**行政や地域のことに**関心を持つことから。市の広報紙やホームページ、地域の回覧板を読むことから始めてみよう。それも立派な「参画」だよ。



まちじゅうのみんなが行政や地域のことに関心を持って、一人ひとりが協力することが「参画」や「協働」であり、「みんなが住みやすいまちづくり」につながるんだ。そんな「まちづくり」のルールを自治基本条例って言うんだ。

自治基本条例に書いてあること

自治基本条例には、みんなのチカラで「まちづくり」をすすめるための大切なルールが書いてあります。

参画のルール

合志市をよりよいまちにするため、市民のみなさんが、自分たちのこととして「まちづくり」について意見を出すことや「まちづくり」の取り組みに加わることです。

例えば、公園や道路をつくるときに、使いやすいように話し合いの場で発言することも参画の1つです。

協働のルール

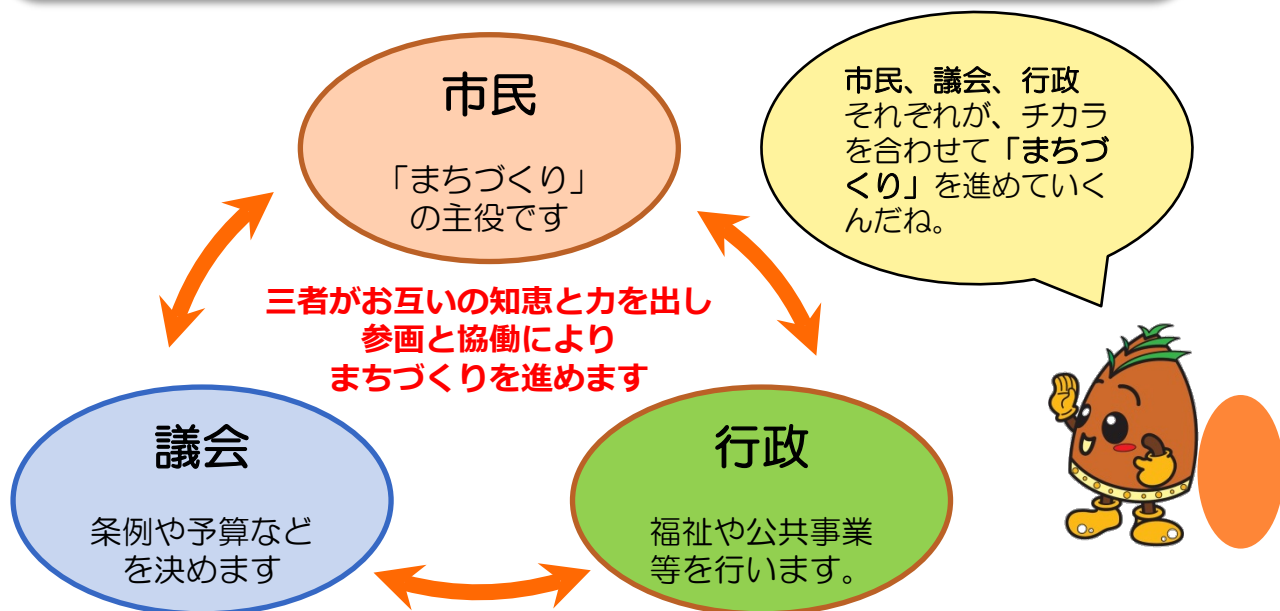
合志市をよりよいまちにするため、市や市民のみなさんが、おたがいの意見や考え方を大切に、対等な立場で協力して「まちづくり」に取り組むことです。

例えば、市と地域の人たちで一緒にごみ拾いなどの清掃活動をすることも協働の1つです。

情報共有のルール

合志市をよりよいまちにするため、市が市民のみなさんに積極的に情報提供をすることなどで、情報を共有することです。

例えば、市の情報は、広報こうしや、ホームページなどでみることができます。



まちづくりと自治基本条例

自治ってどんなこと？

自治とは、自分たちのまちのみんなの課題を自分たちで解決していくことだよ。

改めて「自治」と聞くと難しそうだけど、毎日の暮らしの中で、いろんな「自治」に関わっているんだ。



たとえば・・・

STEP 1

身近な課題を
自分たちで解決する

ごみ処理では

地域の皆さんで、ごみ拾いをしたり、ごみの分別や収集所の管理をする



防犯対策では

地域で防犯パトロールをしたり、高齢者のひとり暮らしやこどもたちの見守りをする



STEP 2

市政運営の中で
公共的課題を解決する

市がごみ収集所に出されたごみを回収して適正に処理する



防犯灯の設置や警察、行政との連携により、防犯情報の提供を行う



STEP 3

市政運営に
参画する

ごみ減量化のための会議などに参加して議論・提案する



防犯対策のための会議などに参加して議論提案する



平成28年熊本地震では、「自助」、「共助」、「公助」といろいろな形で多くの人が行動してくれたと思うよ。日ごろから意識してるといざというとき役に立つね。



自治の基本は自分が住んでいるまちを知ること わたしたちのまち合志市を知ろう

合志市は、東洋経済新報社の「住みよさランキング」で、九州・沖縄で**3年連続1位**なんだよ！
(平成28年7月現在)



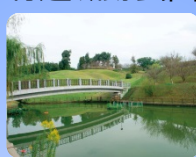
弁天山公園



カントリーパーク



竹迫城跡公園



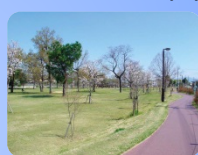
竹迫観音祭



飯高山公園



元気の森公園



ユーパレス弁天



須屋小屋地蔵祭り



合志市は、歴史あるまち
名所がたくさんあるよ！

わたしたちのまち合志市を知ろう

合志市の位置・面積・人口

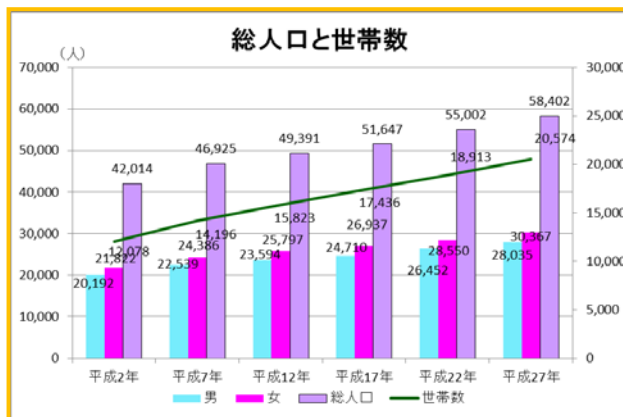
位置と面積

合志市は、県都熊本市の北東に隣接します。北緯32度・東経130度の地点にあり、総面積は53.19平方キロメートル（東西約12キロ、南北約8キロ）です。

人口

平成27年10月1日現在の合志市の人口は、約5万8千人です。
（国勢調査による）

平成32年には6万2千5百人になることが予想されていますが、今後、しばらくは増え、その後、少しずつ人口は減っていくと予想されています。



人口動態

自然動態

自然動態は、出生数から死亡数を引いた値で示されますが、本市においては、大きな起伏がなく、ほぼ一定を保って推移しています。

社会動態

社会動態は、転入者数から転出者数を引いた値で示され、本市の特徴でもある転入者が転出者を上回る傾向は、各年を通じて続いています。各年によって増減があるのは、景気の動向により宅地開発の進展に影響を受けた推移となっています。



わたしたちのまち合志市を知ろう

農業と特産品

農業と特産品

農業

合志市では、酪農・施設園芸(すいか・ほうれん草・きゅうり・セロリ・いちご・かすみ草など)・果樹・葉たばこ・水稻など多種多様な農畜産物の生産が行われています。



特産品

合志市特産品地域ブランド推進協議会では、合志市の特産品として推奨されるものを、「産地」「品質と価格」「安全安心」「合志らしさ」の4つの基準で審査して「合志ブランド」として認証しています。



合志ブランド認証品 (平成28年4月現在)

合志ブランド受証者	商品等	合志ブランド受証者	商品等
株式会社 緒方エッグファーム	竹林かぐや姫たまご 竹林かぐや姫たまごのかすてら 3種類 OMEGA3 Naturels EGG	ピースグリーン株式会社	夢ボット(改良ティフトン芝苗)
工藤製茶工場	蒸製玉緑茶	有限会社 大盛堂	和菓子 弁天山
株式会社 釜屋	国産ごまドレッシング 2種類	ヴィーブルレストラン すみっこの台所	水車挽き小麦粉
株式会社 峯樹木園	桑の葉にゅうめん 桑の葉茶(粉末) ミネソワ Wソープ	農業生産法人 株式会社 ひまわり	いちじょう米(品種:にこまる) 黒の大豆(品種:クロダマル)
オオヤブデイリーファーム	くまもと半熟 よーぐるちょ	一般社団法人 クラッシーノこうし (クラッシーノ・マルシェ)	弁天マンゴー
農事組合法人 合志バイオX	合志の恵み(牛糞ベレット堆肥)	有限会社 キクヨー	生クリーム入り芋もなか
		うえの農園	完熟いちご「はるな」
		野々島まないた工房	創作木工品



まちづくりは参画と協働から 行政や地域に関心を持とう

市や地域の行事に参画する

市や各地域では、祭りなどのイベントをはじめ廃品回収、清掃活動などの行事を行っています。

行事などに関心を持ち、参加することが参画です。



「参画」の方法は、たくさんあるよ。
「まちづくり」に参画するためには、合志市のいろいろな取り組みについて、知らないとなね。



市が公募する審議会など

市では、市民の意見を市政に反映させるため、審議会や協議会で委員の公募を行っています。

市の行政に関心を持つ、参加することが参画です。



広報紙や市のHPを見る

広報こうしや市のホームページで、市や地域の情報を発信しています。広報紙やHPを見ることも立派な参画です。



選挙のとき投票に行く

国政選挙や地方選挙のときに、投票に行くことも参画です。



まとめ

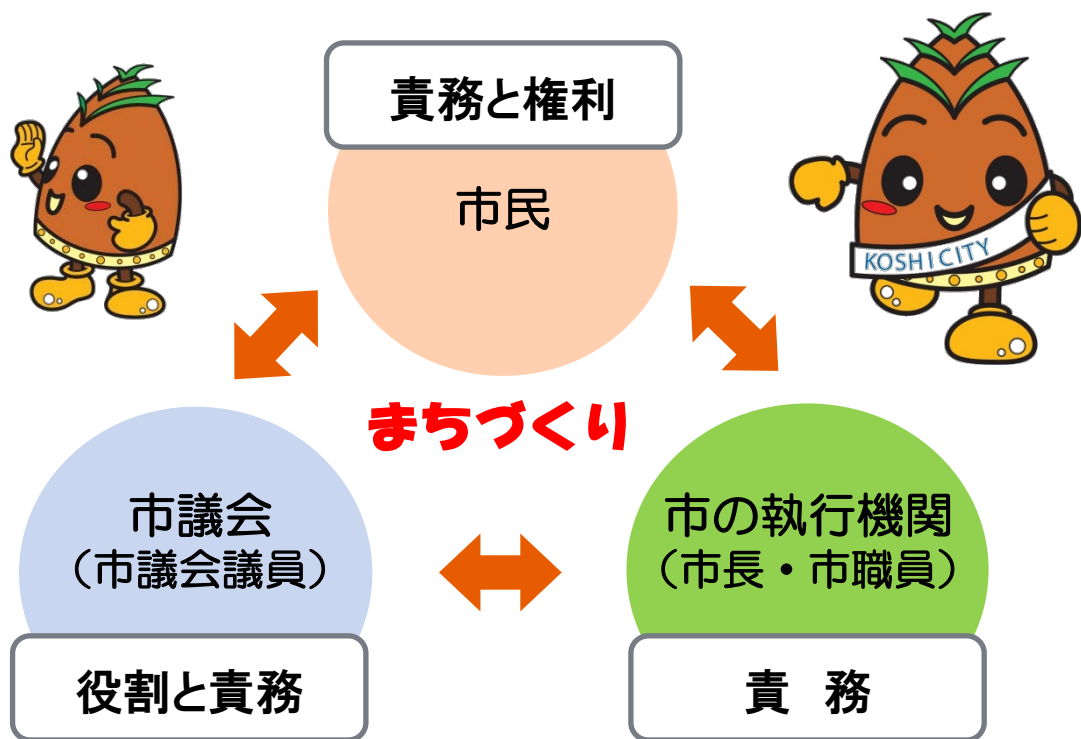
- ◆ 地域や市のことに関心を持とう！
- ◆ 広報こうしや、ホームページで市の取り組みを見てみよう！
- ◆ どんな「まちづくり」があるか調べてみよう！
- ◆ 地域や市と一緒にまちづくりに取り組んでいる人たち（団体）について調べてみよう！
- ◆ 自分は、どんな「まちづくり」に参画や協働ができるか考えてみよう！



自治基本条例のポイント

自治基本条例で定めていることは

自治基本条例では、自治の担い手である**市民・市議会**（市議会議員）・**市の執行機関**（市長・市職員）のそれぞれの**責務・権利・役割**を定め、それぞれの責務と役割とを果たしながら、まちづくりへの取り組みを進めることを定めているんだ。



三者がそれぞれの責務と役割を果たすことが、より良いまちづくりを進めるために必要なんだ

自治基本条例のポイント

三者の責務と役割

市民の 責務と権利

まちづくりに参画する
ための責務と権利

責 務

- 1 自らの発言と行動に責任を持ちます
- 2 安全で安心して暮らせるまちのためのまちづくり行動に努めます
- 3 自ら情報を得て、積極的な参画に努めます
- 4 市民生活、自然環境や生活環境への影響に配慮し、地域社会との調和に努めます

権 利

- 1 まちづくりに取り組む参画と協働の権利があります
- 2 必要な情報について知る権利と情報の公開を求める権利があります
- 3 まちづくりについて自ら提案する権利があります
- 4 子どもや青少年にも参画と協働の権利があります

市議会の 役割と責務

まちづくりのための
市議会の役割と責務

責 務

市議会の責務

- 1 情報を速やかに公開し、分かりやすく市民に説明します

市議会議員の責務

- 1 市の課題や問題を調査して、解決策などの研究に努めます
- 2 市民の意見の集約と政策立案能力の向上に努めます
- 3 自分の議会活動とまちづくりの考えを市民に説明します

役 割

市議会の役割

- 1 市民の多様な意見を集約します
- 2 必要な事項を決議し、本市の意志決定を行います
- 3 市政を監視する役割があります

市の執行 機関の責務

まちづくりのための
市の執行機関・市長
市職員の責務

責 務

市長の責務

- 1 この条例を守り、誠実かつ迅速な市政運営を行います

市職員の責務

- 1 この条例を守り、誠実かつ迅速に仕事を行います
- 2 まちづくりの課題解決のための能力を向上します

市の執行機関の責務

- 1 市民の信頼を得られるよう、誠実かつ迅速に対応します
- 2 安定した財政運営を行います
- 3 市民からの意見・提案に対し総合的に検討し、結果の説明を行います
- 4 市の目指す方向性などを市民にお知らせします



合志市総合センター“ヴィーブル”
マスコットキャラクター「ヴィーブルくん」



編集・発行：合志市 政策部 企画課

〒861-1195 合志市竹迫2140(合志庁舎)

電話096-248-1813 FAX096-248-1196

E-mail kikaku@city.koshi.lg.jp

ホームページ <http://www.city.koshi.lg.jp>

